

令和 8 年度「児童手当 現況届」の提出について

現況届は、児童手当・特例給付を受給している方が、引き続き児童手当を受け取る資格を満たしているかどうかを令和 8 年 6 月 1 日現在で確認するためのものです。現況届の提出がないと、令和 8 年 8 月分以降（令和 8 年 10 月支払い分から）の手当が差し止めとなりますので、受付期間内のご提出をお願いいたします。

1 提出方法

令和 8 年 6 月 30 日（火）までに、同封の返信用封筒で返送してください。

【窓口で提出する場合】

提出場所：宮代町役場 子育て支援課 こども笑顔担当 **8** 平日 8 時 30 分～17 時 15 分

2 記入方法

注意事項確認の上、令和 8 年 6 月 1 日時点の状況を記入してください。
住所・氏名・電話番号に変更がある場合は、赤字で訂正してください。

3 対象者・提出書類

| 該当する状況 | 提出書類 |
|------------------------------|---------------------|
| 18 歳までの児童と居住地が別の方 | ・現況届 ・別居監護申立書 |
| 父母以外の方が児童を監護している場合 | ・現況届 ・監護・生計維持申立書 |
| 法人である未成年後見人、施設（里親を含む）等の受給者の方 | ・現況届（施設用） |

注意事項

- ・児童手当の審査には、受給者と配偶者の所得情報が必要です。令和 7 年中所得の税申告をしていない方は必ず申告をしてください。所得が無い場合も申告が必要です（控除対象配偶者の方は申告不要）。所得の確認ができない場合、支給が保留となる場合があります。
- ・現況届の提出が 2 年間ない場合は、受給資格が消滅します。

用語解説

- 児童 18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者をいいます。
- 父母等 児童が請求者自身の子である場合や請求者自身が児童の未成年後見人又は父母指定者である場合をいいます。
- 養育状況 監護の有無、生計関係、同居別居の別をいいます。
- 監護 児童の生活について通常必要とされる監督、保護を行っている、社会通念上考えられる主観的意思と客観的事実が認められることをいいます。
- 生計同一 父母等の場合で、請求者がその子と生計を同じくしている場合をいいます。
- 生計維持 児童が請求者自身の子でない場合で、請求者自身がその子の生計を維持している場合をいいます。
- 海外留学 日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで3年を超えて日本国内に住所を有していた者及びこれに準ずる者が、教育を受けることを目的として外国に移住することをいいます。（日本国内に住所を有しなくなった日から3年以内に限り、（児童の兄弟等の場合は4年）当該者が父母等と同居する場合を除きます。）
- 監護相当 監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をいいます。
- 生計費の負担 父母等がその子の日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くとその水準を維持することができない場合をいいます。
- 中学生年代 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童をいいます。
- 高校生年代 15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後18歳に達する日の最初の3月31日までの間にある児童をいいます。
- 大学生年代 18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日の最初の3月31日までの間にある子をいいます。

【問い合わせ】

宮代町 子育て支援課 こども笑顔担当（8 窓口）
電話 0480-34-1111（内線 324）